

議第31号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日)

第2条の2 伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開園時間 午前6時から午後7時まで

休 園 日 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

提案理由

伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日を定める必要があるので提案する。